



多摩市雨水対策方針

令和 8 年 3 月

東京都多摩市

目次

はじめに	1
位置付けと構成	2
第 1 章 近年の降雨状況や社会環境の変化	4
1 降雨の状況	4
2 浸水被害の状況	5
3 地勢および土地利用の状況	7
4 人口、世帯数の状況	8
第 2 章 治水対策の現状	9
1 河川、下水道の整備状況	9
2 流域対策の取組み状況	10
3 その他の対策の取組み状況	11
4 関連計画	14
第 3 章 総合治水対策の目標と方針	18
1 総合治水対策の視点	18
2 河川整備の方針	20
3 下水道整備・排水施設整備の方針	21
4 流域対策の方針	25
5 ソフト対策（家づくり・まちづくり対策、避難方策）の方針	26
6 方針の見直し	27
第 4 章 総合治水対策の実現に向けて	28
1 下水道整備・排水施設整備の実施内容	28
2 流域対策の実施内容	30
3 ソフト対策（家づくり・まちづくり対策、避難方策）の実施内容	33
4 気候変動に対する取組み	36
5 一人ひとりができること	37
用語集	38

はじめに

多摩市の治水対策は、主に東京都が主体の河川整備、多摩市の下水道部局が主体の下水道整備によって各施設の整備を進めてきました。令和 7（2025）年度現在、大栗川・乞田川の河川施設および多摩市の下水道施設は時間 50 ミリの降雨への対応を目標として整備しており、それぞれ概ね整備が完了している状況となっています。

一方、近年においては、気候変動の影響により降雨量が増加しており、大型の台風や線状降水帯に代表される局所的な集中豪雨による豪雨災害が頻発化・激甚化しています。多摩市でも令和元年東日本台風では各地で浸水被害が発生し、大きな被害を受けました。

豪雨災害の頻発化・激甚化に対応するため、国では専門家によって、気候変動を踏まえた水災害対策の取組方針が議論されました。その結果、流域のあらゆる関係者が協働して治水対策にあたる「流域治水」の考え方が示され、流域治水に基づく対策が推進されています。

東京都では従来から市街化の進展に伴う都市型水害の増加、集中豪雨の発生などに対応するため総合的な治水対策に取り組んできました。平成 19（2007）年 8 月には、豪雨災害に対して自助・共助・公助を合わせた総合的な治水対策の方針を示す「東京都豪雨対策基本方針」が公表されました。その後、平成 26（2014）年 6 月には、降雨特性の変化への対応、対策強化などを定める改定が行われました。さらに令和 5（2023）年 12 月には、近年の台風の強大化、線状降水帯などによる集中豪雨の発生状況や将来の気候変動による影響の予測を取入れ、2 度目の改定が行われました。令和 5（2023）年の改定では、将来の気候変動に対応するため、対策目標の引き上げ、および目標を超えるような大雨への備えが示されています。

これらの背景を踏まえて多摩市としても、これからの豪雨災害へ備えるため、従来の河川・下水道の整備だけでなく、行政・民間事業者・市民といった、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む今後の治水対策の考え方を示す、「多摩市雨水対策方針」を策定しました。

本方針に基づいて雨水対策に取り組むことで、持続可能な治水対策への転換を図りつつ、水害に強い安全で安心なまちづくりの実現を目指します。

位置付けと構成

「多摩市雨水対策方針」は、「多摩市総合計画」や「多摩市都市計画マスタープラン」で掲げられた水害に強い都市づくりの推進や流域治水対策の促進について、より具体的な取組み方針をまとめたものです。

国による「多摩川水系流域治水プロジェクト」や東京都による「東京都豪雨対策基本方針」、多摩市の下水道整備をはじめとした各課の計画とも関連するもので、多摩市としての総合的な治水対策の実現に向けた目標や実施すべき対策を示しています。

本方針は、浸水対策の中心となる河川や下水道の取組みに加えて、流域のあらゆる関係者が取り組む流域対策を含めた各種ハード対策、ソフト対策などの方針を取りまとめました。

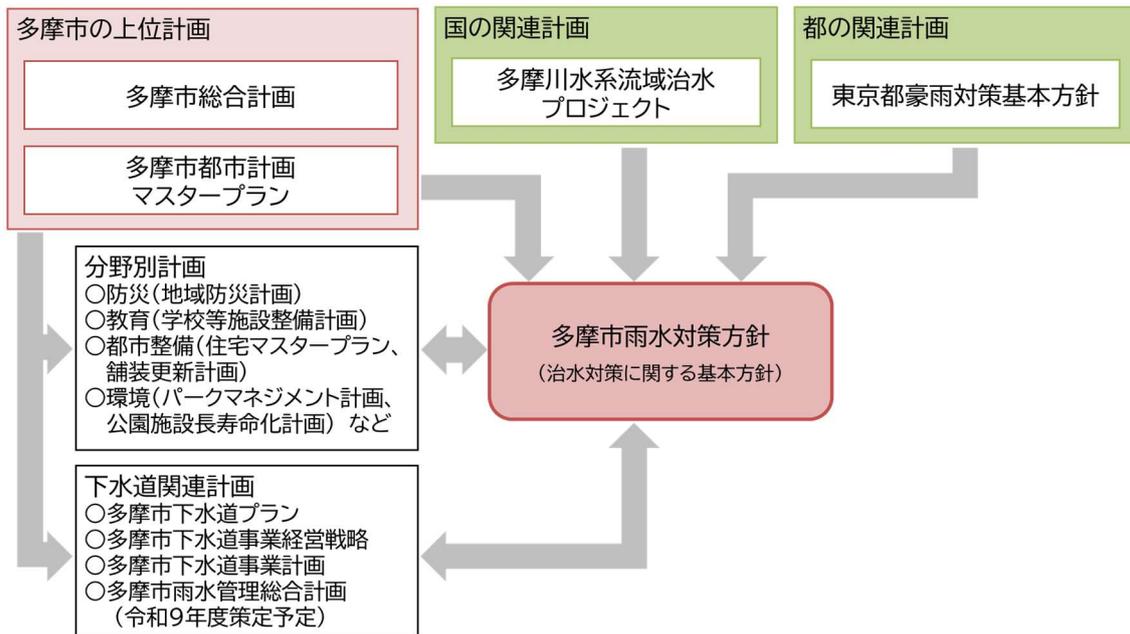


図 1 多摩市雨水対策方針の位置付け

コラム：流域治水とは

近年、気候変動により降雨量が増加しているとされており、大型の台風や線状降水帯に代表される局所的な集中豪雨による豪雨災害が頻発化・激甚化しています。気候変動の影響に関する将来の気候予測では、温室効果ガスなどの排出による世界の気温上昇を比較的抑制できた場合（平均気温 2℃上昇シナリオ）でも、降雨量は気候変動の影響が生じる前に比べて約 1.1 倍となり、その結果、河川や下水道に流入する水量は 1.2 倍になると言われています（関東地方の場合）。

従来の治水対策は、主に河川管理者や下水道管理者が主体となり、それぞれ河川や下水道の整備に取り組んできました。しかしながら、近年の豪雨災害の頻発化・激甚化、さらには将来の降雨量の増加予測に対して、河川や下水道の整備だけで治水対策を進めるためには長い年月と莫大な費用が予想されます。

激甚化する災害に対して迅速に対応するため、国では「流域治水」の考え方が示されています。流域治水は、降った雨が下水道などを流れ河川へ流入するエリアである「流域」内のあらゆる関係者が協働して治水対策に取り組むものです。流域治水では、水害対策として次の 3 つの柱が掲げられています。

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

例えば、農業用のダムやため池を治水に活用すること、民間事業者や住民を含めた流域で活動する皆様による貯留施設の設置、浸水リスクの低い地域への住宅の移転など住まい方の工夫、災害が迫る状況および災害発生時の情報発信や対応計画の策定などが挙げられており、河川・下水道施設に代表されるハード対策のみならず、ソフト対策を含めた様々な対策が含まれます。



出典：国土交通省ホームページ 流域治水の基本的な考え方

図 2 流域治水の施策

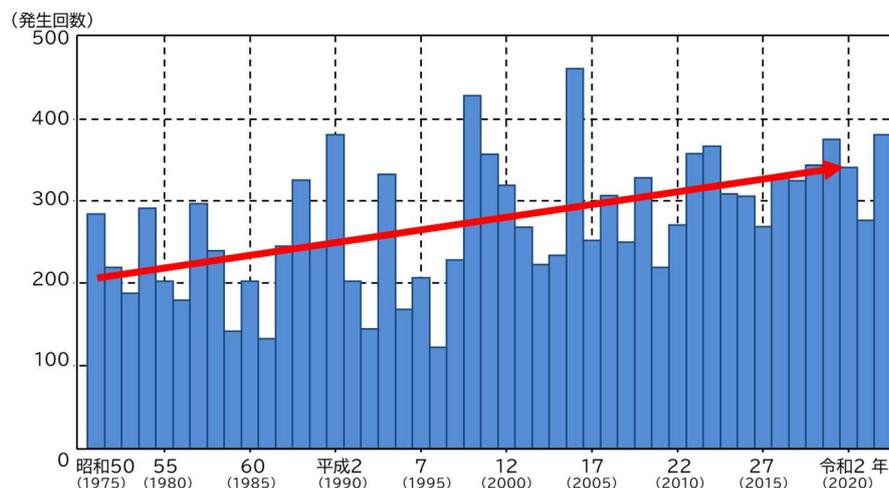
第 1 章 近年の降雨状況や社会環境の変化

1 降雨の状況

近年、気候変動により降雨量が増加していると言われています。気象庁のデータでは、全国の観測地点において、時間 50 ミリを超える降雨の発生回数は昭和 50(1975)年から昭和 60(1985)年の 10 年間の平均では、全国の観測地点の平均で約 226 回であったのに対して、平成 26(2014)年から令和 6(2024)年の 10 年間では約 334 回となり、約 1.5 倍の発生回数となっています。

同じく、時間 80 ミリを超える降雨の発生回数は昭和 50(1975)年から昭和 60(1985)年の全国平均約 14 回に対して、平成 26(2014)年から令和 6(2024)年の 10 年間では約 21 回となり、約 1.5 倍の発生回数となっています。大雨の年間発生回数が増加しており、特に時間あたりの降雨量が多い、強度の強い雨ほど増加率が大きくなっています。

多摩市に近いところでは、八王子市と府中市において、気象庁が観測を行っています。2 つの観測所でも全国傾向と同じように、時間あたりの降雨量の毎年の最大値は上昇傾向にあります。このことから、多摩市においても強い雨の発生が増加していることが伺えます。



出典：気象庁ホームページ 大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化

図 3 全国（アメダス）の時間 50 ミリ以上の年間発生回数

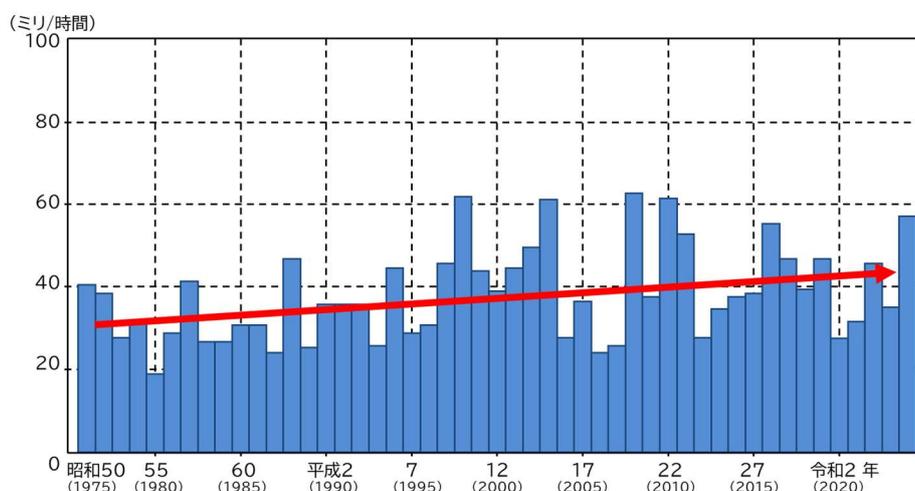


図 4 年最大 1 時間雨量の推移（気象庁 八王子観測所）

2 浸水被害の状況

東京都では戦後、昭和 22 (1947) 年のカスリーン台風、昭和 24 (1949) 年のキティ台風といった強大な台風が相次いで来襲し大きな浸水被害を受けました。特に昭和 33 (1958) 年の狩野川台風では、死傷者 203 名、浸水家屋約 46 万棟の戦後最大の水害が発生しました。

カスリーン台風による深刻な浸水被害の発生を契機として、東京都が主体となり戦後の河川整備を進めてきました。その後も台風による浸水被害の発生に応じて、整備計画の見直しを経て、昭和 40 年代からは時間 50 ミリの降雨に対応した河川改修を進めています。多摩市においても、この年代に大栗川・乞田川の河川整備や、下水道施設の整備が大きく進みました。時間 50 ミリ対応の河川施設や下水道施設の整備を進めたことで、浸水被害は大きく減少しました。

しかし近年においても、整備水準である時間 50 ミリ以上の降雨が発生した際などには、年間の浸水棟数が 1,000 棟前後となる水害も発生しています。なかでも、令和元年東日本台風は、時間最大雨量 72 ミリ (八王子市恩方)、総雨量 650 ミリ (西多摩郡奥多摩) を記録しました。都内初となる大雨特別警報が 25 市区町村で発表され、都管理河川では南浅川や秋川など 7 河川で溢水が発生しました。多摩市においても、河川からの溢水などは発生しませんでした。土砂崩れや内水氾濫が発生しています。この雨では市内で 10 か所の避難所が開設され、2,500 人以上の方が避難しました。

今後、気候変動の影響で降雨量の更なる増加が生じることが予測されています。実際に、毎年のように大型台風、線状降水帯、局地的集中豪雨などにより、日本各地で甚大な被害を及ぼす災害が発生しています。これまでに経験したことのない豪雨と、それによる大きな被害の発生が懸念され、気候変動に対応した豪雨対策が急務となっています。



災害対策本部会議の様子



一ノ宮公園の様子 (台風通過後)



永山橋付近のマンホールからあふれる水の様子



総合体育館の様子

図 5 過去の豪雨災害

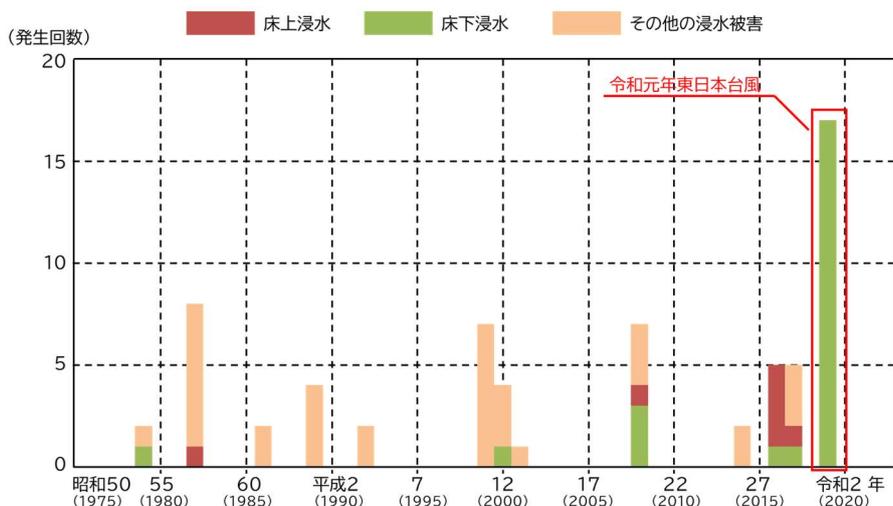


図 6 多摩市における浸水被害の発生回数

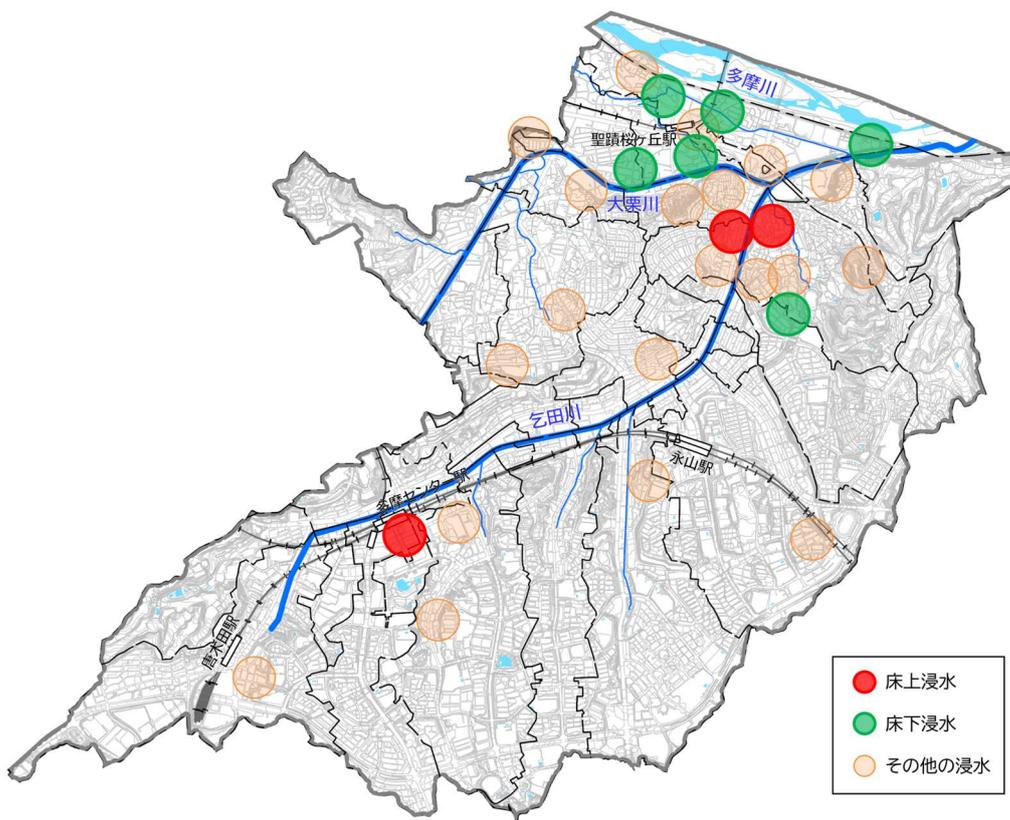


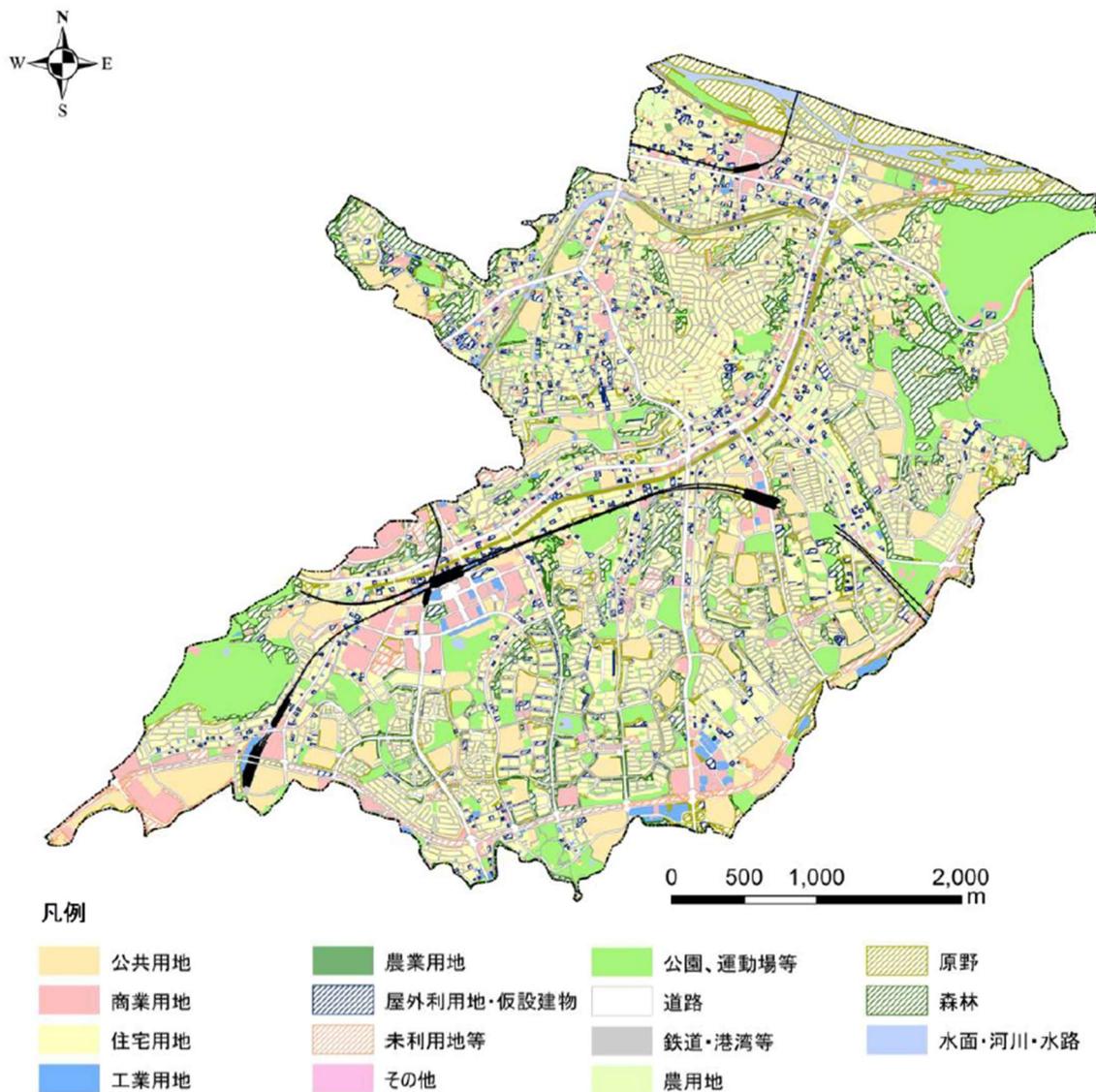
図 7 過去の浸水被害の位置図

3 地勢および土地利用の状況

東京都内の土地利用については、多摩地域においても既に市街化が進み、農地や森林など浸透能力の高い土地が減少している傾向があります。

多摩市は、東京都内では多摩地域の南部に位置しています。北側は多摩川、南側は多摩丘陵となっており、市内には多摩川の支川である大栗川、乞田川が流れています。地形としては大栗川と乞田川が多摩丘陵を侵食して形成された谷地形が特徴です。多摩ニュータウンの宅地開発以降は、丘陵地で宅地造成が行われた経緯から、急傾斜地や高低差のある宅地が形成されています。

多摩市の土地利用は、駅周辺や幹線道路沿いに商業用地が分布しています。住宅用地は市内全域に分布しています。多摩ニュータウン地区では計画的に公園や緑地が整備されたことで、住宅用地の間に面積の大きな公園や緑地が多数分布している状況となっています。都市化の一方で自然的な土地利用形態も混在する、多摩市の特徴ともいえる環境となっています。



(出典：多摩市都市計画マスタープラン（令和4年 土地利用現況調査）)

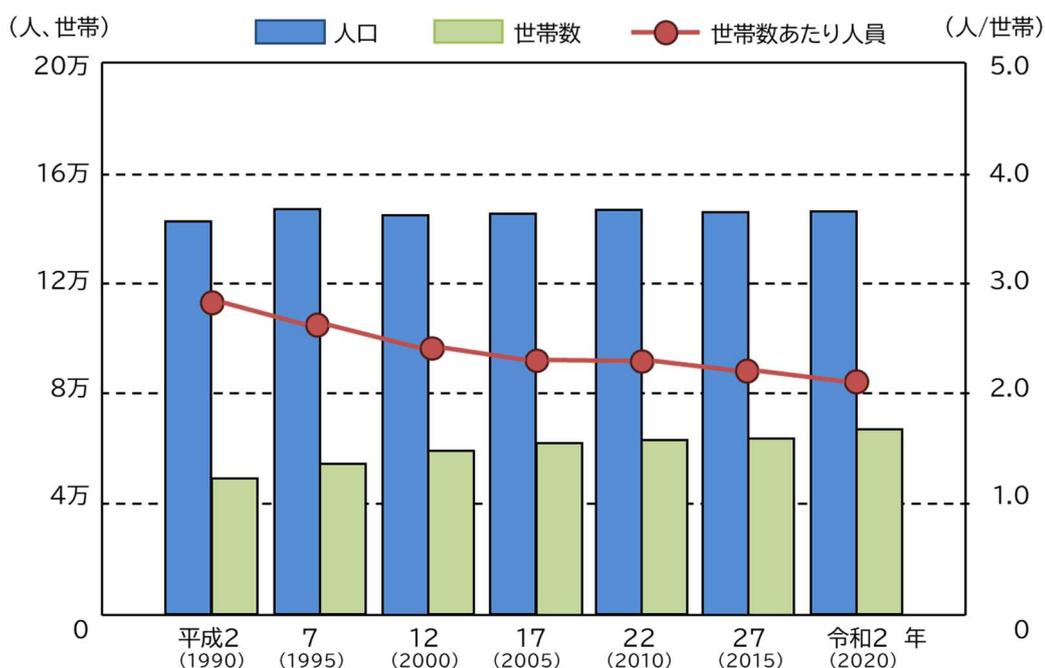
図 8 多摩市の土地利用状況

4 人口、世帯数の状況

多摩市の人口は、令和 2（2020）年の国勢調査では 146,951 人、世帯数は 68,415 世帯であり、平成 2（1990）年以降、人口は横ばい傾向、世帯数は増加傾向となっています。

日本の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少に転じ、少子高齢化が進行しています。多摩市は、現時点では人口減少や少子高齢化の状況とは言えませんが、将来的な人口予測では、今後は人口が減少に転じ、特に市内人口の約 3 分の 2 を占める多摩ニュータウン地区で人口減少・高齢化が進むことが予測されています。

こうした状況は、市の経営を厳しくすることはもとより、労働力の減少や医療・介護需要の増加、地域コミュニティにおける担い手不足など、様々な課題をもたらすことが想定されます。今後は限られた財源を前提として、効率的に防災施策に取り組むとともに、災害時に重要となる地域コミュニティの維持などが課題となります。



出典：国勢調査

図 9 人口・世帯・1世帯あたり人員

第 2 章 治水対策の現状

1 河川、下水道の整備状況

多摩市は一級河川多摩川水系に位置しており、その支川である大栗川、乞田川が市内を流れています。大栗川の下流区間は国が整備・管理を、大栗川のそれ以外の区間および乞田川は東京都が整備・管理を担っています。大栗川・乞田川の東京都管理区間は、令和 7 (2025) 年度末現在、時間 50 ミリの降雨を治水対策目標とする整備が完了している状況です。

多摩市の下水道については、昭和 37 (1962) 年に民間事業者により整備が始まりました。昭和 41 (1966) 年には行政に管理が移管され、その後、公共下水道事業として国の事業認可を受けています。また、多摩ニュータウン地区は、昭和 40 年代の開発事業開始以降、東京都が整備や管理を行ってきましたが、平成 14 (2002) 年に多摩市へ管理が移管されました。これにより現在では、市内の公共下水道の全区域を多摩市が管理しています。下水道計画区域は河川区域を除くほぼ全域となっています。

雨水排水施設である雨水管きよ、排水ポンプなどは時間 50 ミリの降雨を安全に流下させることを計画目標として整備を進めています。令和 7 (2025) 年度末現在、雨水管きよの整備率は 99.7%となっています。

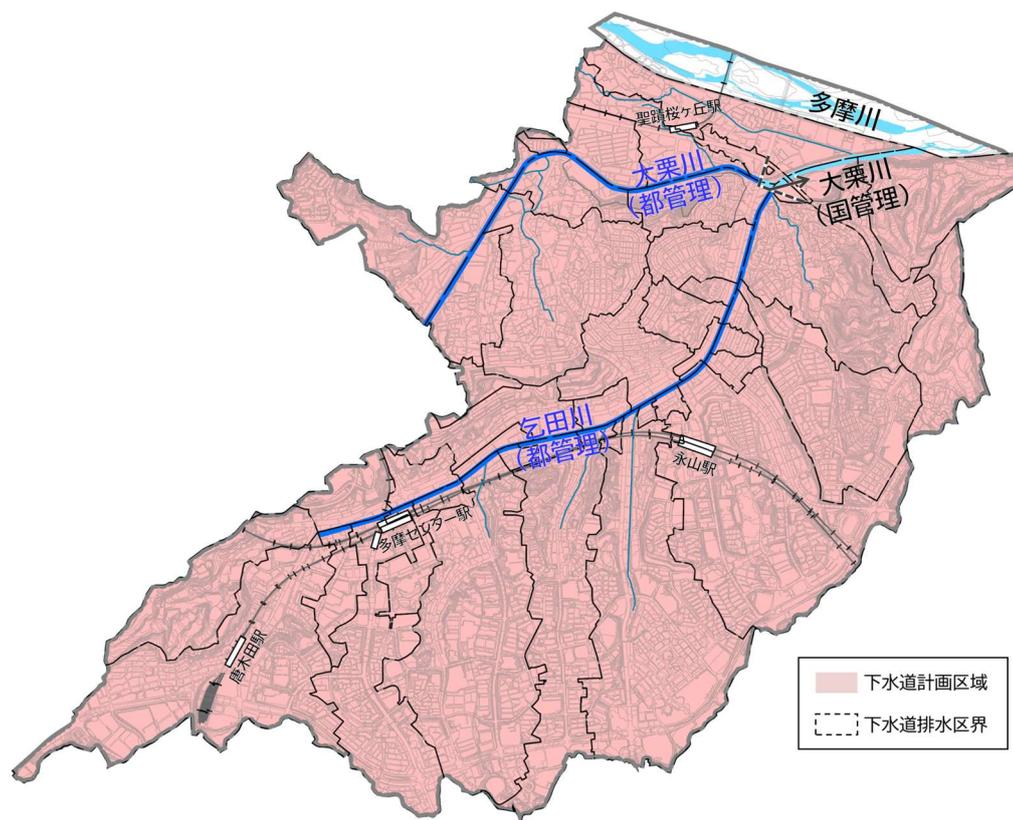


図 10 河川および下水道計画区域の位置図

2 流域対策の取組み状況

流域対策の取組みとして、多摩市では主に浸透トレンチ、浸透ますといった浸透施設、雨水貯留槽のような貯留施設の設置を進めてきました。

雨水貯留槽については、市内民間事業者や住民の皆様にご協力をお願いしており、各戸での取組みを推進するため、平成 7（1995）年度からは雨水貯留槽購入費補助金として、雨水貯留槽を購入した方に購入費の一部を補助する制度を設けています。

これらの流域対策の取組みにより、下水道施設や河川への流入量の低減に寄与しています。

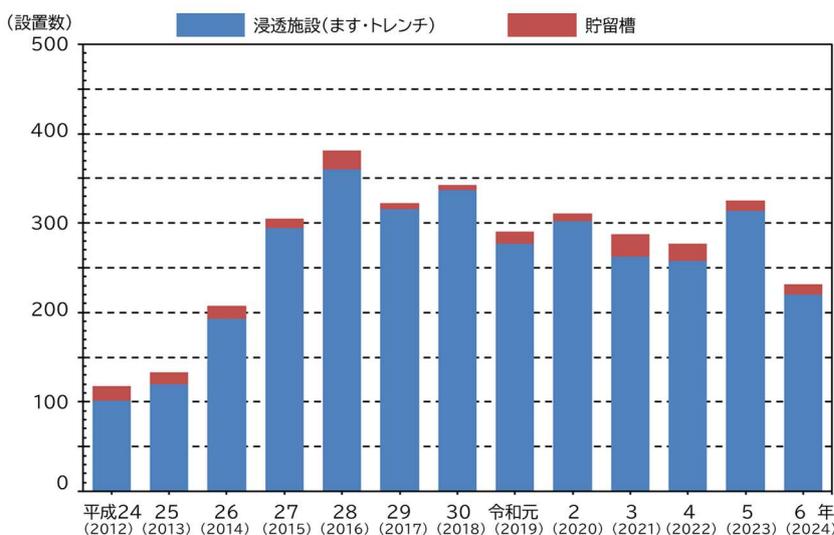


図 12 近年の流域対策施設の整備実績

浸透トレンチ



浸透ます



出典：東京都雨水貯留
・浸透施設技術指針
(平成 21 年 東京都)

図 11 浸透施設

雨水(あまみず)貯留槽購入費の補助について

補助金交付の対象者

以下のすべてに該当する方

1. 市内に住所を有する個人及び市内に所在する団体(国、地方公共団体及びその他公共団体に準ずる団体を除く。)で、市内に所有する家屋等に市販の雨水貯留槽を設置した方
ただし、借家、集合住宅等の場合は、家主、管理組合等当該家屋等を管理する者の同意を要する
2. 雨水貯留槽を設置し、同一年度内に要綱に基づく申請を行った方
3. 市税を滞納していない方

補助金の交付額

■一基当たりの容量が 100 リットル以上の雨水貯留槽

本体購入価格(消費税、運搬費及び設置費等を除く)の 2 分の 1 の額を補助するものとし、補助限度額は 30,000 円とします。1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

※1 建物(集合住宅については 1 戸)当たり 2 基が限度となります。

■一基当たりの容量が 500 リットル以上でトイレ洗浄水に利用する大型貯留槽

100,000 円を補助するものとします。

ただし、大型雨水貯留槽を設置し、トイレ洗浄水として利用した場合は下水道料金の徴収対象となるため、自己負担で雨水計測用メータ等を設置する必要があります。

最新情報は多摩市公式ホームページをご確認ください。

<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/suido/gesuidou/shikumi/1002428.html>

3 その他の対策の取組み状況

(1) 多摩市洪水・土砂災害ハザードマップの作成、公表

多摩市では、「多摩市洪水・土砂災害ハザードマップ」を作成・公表しています。洪水・土砂災害ハザードマップは、台風や大雨の際の河川の氾濫による浸水範囲、浸水深、避難場所に加えて、避難行動や日ごろからの備えなどを記載しています。

多摩市の洪水・土砂災害ハザードマップでは想定しうる最大規模の降雨への備えとして洪水浸水想定区域を示しています。河川や下水道の整備水準を超える大雨に対しては、施設整備により浸水を防除することが難しくなります。そのような場合において少しでも被害を軽減するためには、ハザードマップの記載情報などを元に、一人ひとりが適切に避難行動を行うことが重要です。

また今後、内水氾濫による浸水想定に基づいたハザードマップの作成を予定しています。

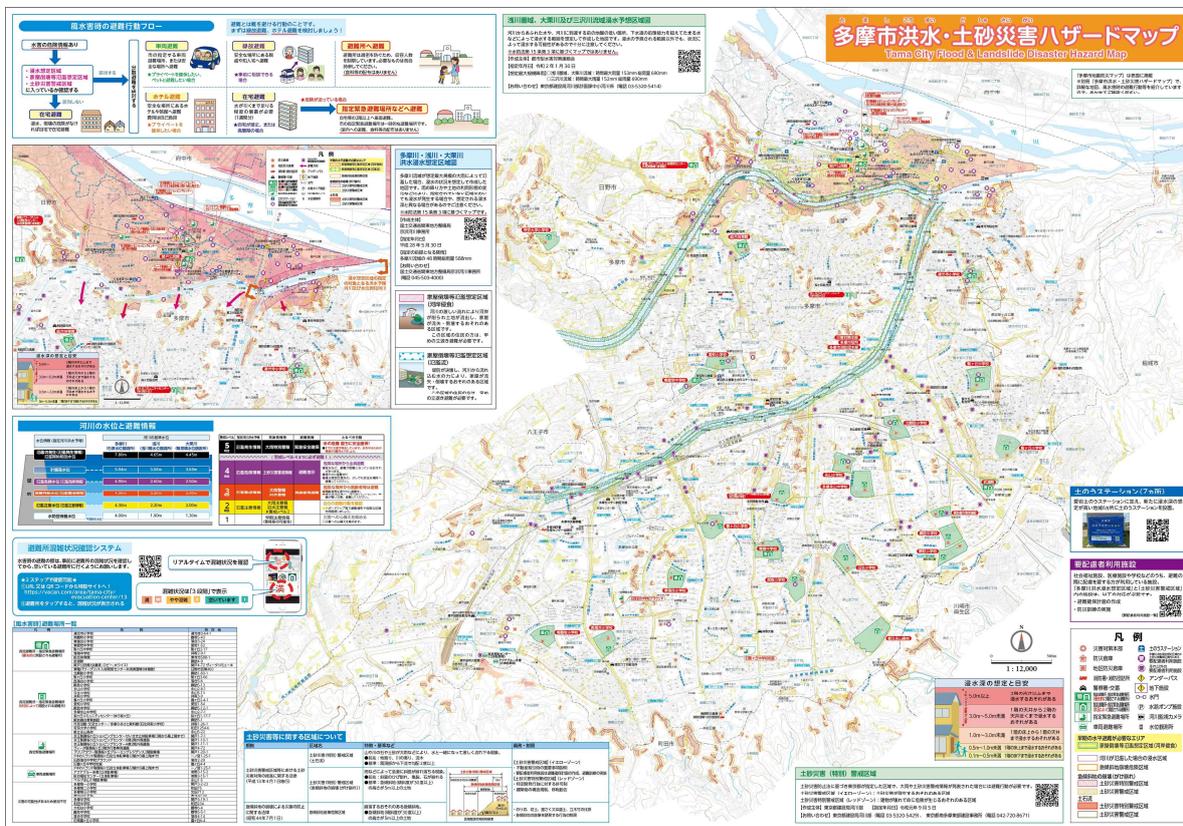


図 13 多摩市洪水・土砂災害ハザードマップ

(2) 避難行動や日ごろの備えに関する普及・啓発

大型の台風などの大規模な災害に対しては、早期の避難行動や日ごろからの備えなどが重要となります。多摩市では、災害時の避難行動や日ごろの備えに関する普及・啓発活動として以下のような取り組みを行っています。

- 携帯トイレ・防災ハンドブックの全戸配布（令和 7（2025）年）
- 防災アプリをテーマとしたスマホ教室の開催
- 非常用持出袋に関する啓発のためのボードゲーム「持出王」の考案
- 日ごろの備えや防災行動に関する防災啓発動画の制作

（多摩市公式ホームページ：<https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/bousai/sonae/1014596.html>）

- 水害タイムライン
- 災害時の食事
- 安否確認
- 飲料水の確保
- 水害時の避難方法
- 避難所の開設方法



図 14 ボードゲーム「持出王」
（多摩市考案）



図 15 携帯トイレ、防災ハンドブック（令和 7（2025）年全戸配布）

(3) 避難行動要支援者の支援

水防法により、洪水浸水想定区域などに位置する要配慮者利用施設では、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられています。多摩市では、該当する要配慮者施設を整理し、適切な情報共有を図るとともに、避難確保計画の作成などを支援しています。

避難行動要支援者の方々は、本人だけでは避難行動が困難です。多摩市では、防災組織などによる、避難行動要支援者一人ひとりに対する「災害時避難支援個別計画」の作成を支援しています。

(4) 災害時の応援協定

大規模な水害などが発生した時に、一行政だけで応急・復旧活動を完遂することは非常に困難です。多摩市では大規模災害による行政機能の低下に備えて、東京都や近隣市区町村だけでなく都外の市町村とも支援体制を構築しています。

多摩市では平成 8 (1996) 年に友好都市である長野県富士見町と災害時の応援協定を結びました。平成 17 (2005) 年には、平成 16 (2004) 年の新潟県中越地震における災害対応を契機として発足した「中越大震災ネットワークおぢや」(令和 7 年度現在、全国の約 90 市区町村加入) に加入し、広域的な相互応援体制を構築しています。その後、平成 26 (2014) 年に北海道置戸町、平成 27 (2015) 年に静岡県西伊豆町、令和 3 (2021) 年に東京都および都内全ての市区町村間の応援協定を結びました。それぞれ災害時に助け合えるパートナーとして、万が一の際に必要な物資提供や職員の派遣などの円滑な応急活動の支援体制づくりを進めています。

ほかにも、災害に対する迅速な対応に向けて、民間事業者と災害時の協力に関する協定を締結することで、円滑な災害対策活動への備えを行っています。今後も、さまざまな民間事業者などと災害時における応援協力協定の締結を進めることで、連携の強化や協力関係の確立を図る方針です。

(5) 土のうステーション設置

市民の皆様がいつでも土のうを利用できるように、市内 6 か所に土のうステーションを設置しています。大雨が予想される時は、あらかじめ土のうを持ち出して備えることをお願いします。



図 16 土のうステーション

4 関連計画

(1) 多摩川流域治水プロジェクト

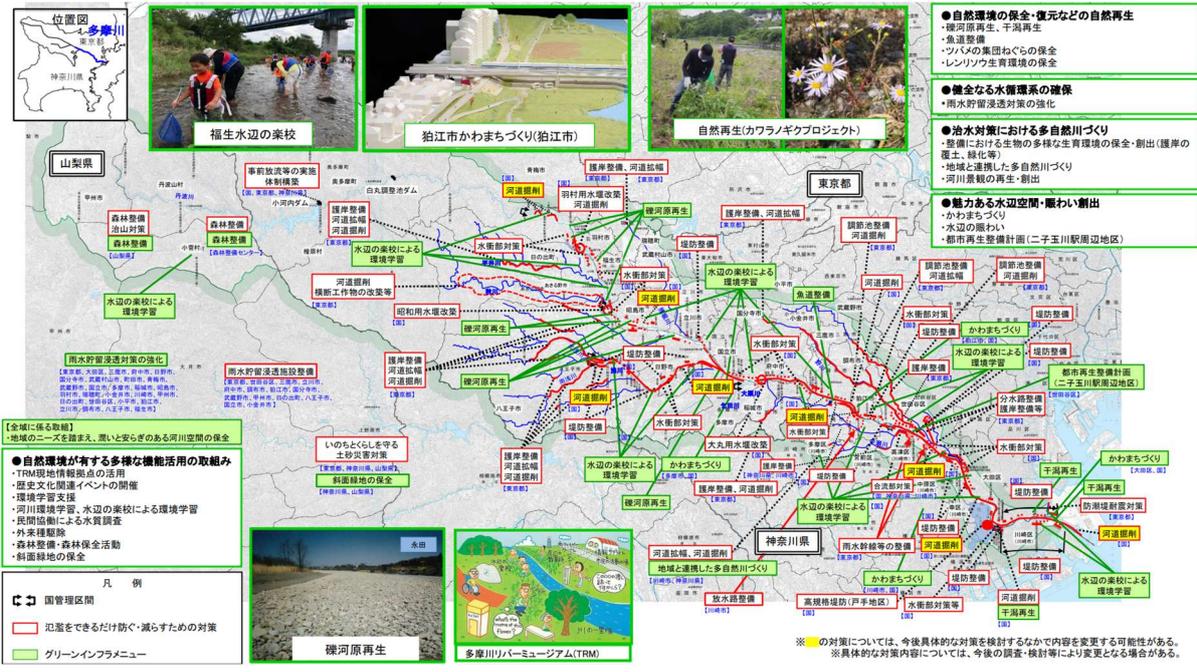
流域治水プロジェクトとは、国、流域自治体、事業者などが協働し、従来からの治水対策である河川や下水道の整備だけでなく、雨水貯留浸透施設の整備や土地利用の誘導、利水ダムの活用などの流域対策について、重点的に実施する対策を取りまとめたものです。多摩市は多摩川水系に位置しており、多摩川水系流域治水プロジェクトに参加し、河川管理者や流域の他自治体と協働した取組みを進めています。

多摩川流域治水プロジェクトは令和 3(2021)年に策定され、取組まれています。令和 6(2024)年にはプロジェクトの実績を振り返るとともに、見直しを含めた流域治水プロジェクト 2.0 が公表されました。



出典：流域治水プロジェクト 2.0 ～流域治水の加速化・深化～
 (京浜河川事務所ホームページ 令和 7 年 6 月 6 日公表)

図 17 多摩川水系における流域治水の取組状況



出典：流域治水プロジェクト 2.0 ～流域治水の加速化・深化～
 (京浜河川事務所ホームページ 令和 7 年 6 月 6 日公表)

図 18 多摩川水系流域治水プロジェクトにおけるグリーンインフラの取組み

多摩市内では、「聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり」が多摩川流域治水プロジェクトに位置付けられています。これは、多摩川らしい自然環境の保全・再生および人と川のふれあい関連事業の推進を目的とした「魅力ある水辺空間・賑わい創出」の取組みの一つです。

「聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり」は、川のある豊かな日常の実現、駅周辺を含む聖蹟桜ヶ丘のまちの魅力を高める取組みであり、令和 6 (2024) 年度には国土交通省から全国の「かわまちづくり」の先進的事例として「かわまち大賞」を受賞しました。



出典：令和 6 年度「かわまち大賞」を決定しました！（国土交通省 Press Release 資料）

図 19 聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりの取組み

(2) 東京都豪雨対策基本方針

東京都では、市街化の進展に伴い顕在化した都市型水害を防止するために中小河川や下水道を中心とした対策を進めてきました。

しかしながら、従来整備目標としてきた時間 50 ミリを超えるような降雨の発生が年々増加しています。これに対応するため、平成 19（2007）年に河川、下水道、流域対策の役割分担などを定めた「東京都豪雨対策基本方針」を策定しました。その後、平成 26（2014）年に降雨特性に合わせた目標設定、対策強化などを定めた改定を行いました。

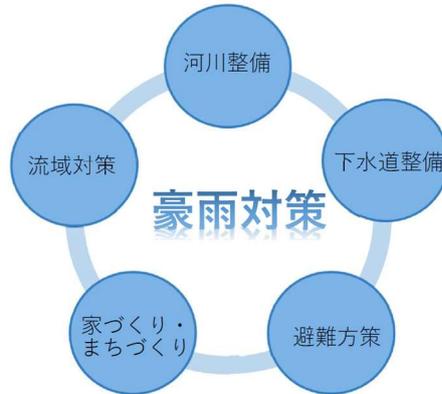
さらに近年、気候変動の影響が顕在化しており、世界の平均気温は令和 32（2050）年頃までには約 1.5～2℃上昇し、これに伴い降雨量の増加、台風の強大化などが想定されています。これを受けて東京都では、令和 5（2023）年 12 月に、「東京都豪雨対策基本方針」の 2 回目の改定を行いました。気候変動の脅威から、都民の生命を守り、都市の被害を最小限に抑え、都市の機能を早期に回復できる都市の実現を目指し、激甚化・頻発化する豪雨による洪水・内水への対策についての基本的な考え方が示されました。



出典：東京都豪雨対策基本方針（改定）（令和 5 年 東京都）

図 20 豪雨対策基本方針の経緯

「東京都豪雨対策基本方針」は、豪雨による水害に対して、自助・共助・公助の考え方を踏まえた豪雨対策の基本的な考え方を示すものです。豪雨対策では 5 つの施策として「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」について、具体的な方向性を示すとともに、都民を含めたあらゆる関係者による取組みを推進するための基本方針としています。



出典：東京都豪雨対策基本方針（改定）（令和 5 年 東京都）

図 21 豪雨対策の 5 つの施策

これにより東京の将来像を示す『未来の東京』戦略（令和 3（2021）年）、「TOKYO 強靱化プロジェクト」（令和 4（2022）年）で掲げられた目指すべき東京の姿の実現に向け、気候変動によって激甚化・頻発化する豪雨への対応を図ります。また、気候変動による気温上昇に伴い、降雨量が 1.1 倍に増加する可能性を踏まえ、豪雨対策の目標降雨を 10 ミリ引き上げ、5 つの施策を強化・加速することで、人々の生命を守り社会経済の礎となる強靱な都市を築いていきます。



出典：東京都豪雨対策基本方針（改定）（令和 5 年 東京都）

図 22 豪雨対策が目指す東京の姿

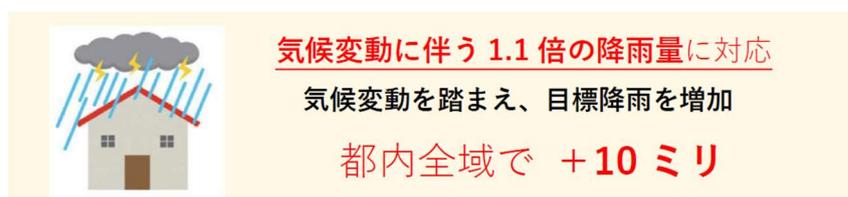
第 3 章 総合治水対策の目標と方針

1 総合治水対策の視点

東京都豪雨対策基本方針では従来、年超過確率 1/20 規模の降雨に対して、河川整備、下水道整備、流域治水で対応していくことを目標としており、多摩部（多摩地域）では時間 65 ミリの降雨を対策目標としてきました。

気候変動に伴い世界の平均気温が 2℃上昇した場合、降雨量の増大は地域によって異なりますが、関東地方では 1.1 倍になると試算されています。

令和 5（2023）年 12 月の東京都豪雨対策基本方針の改定において、気候変動の影響が顕在化していく中で将来においてもこれまでの安全水準を下回らないように、降雨変化倍率（1.1 倍）を考慮して目標降雨を 10 ミリ引き上げることとされました。これにより多摩部では、時間 75 ミリが新たな目標降雨となります。



都内全域で気候変動を踏まえた年超過確率 1/20 規模相当に対応

※年超過確率 1/20 規模：統計的に 1 年間に $1/20=0.05$ （5%）の確率で発生する規模の降雨
出典：東京都豪雨対策基本方針（改定）（令和 5 年 東京都）

図 23 気候変動を踏まえた目標降雨の引き上げ

目標降雨は世界の平均気温が 2℃上昇した場合に降雨量が 1.1 倍になるという試算に基づいています。しかし、平均気温が 2℃上昇する予測は、予測されるシナリオの中の一つであり、より悪いシナリオでは 4℃上昇する可能性もあります。将来の気候は、これまでとこれからの社会環境の様々な要因が組み合さることによって変動するため、実際にどのような気候となるかは不確実です。

気温の上昇や降雨量の増大に不確実性がある状況において、将来の治水安全度を確保するためには、各取組を継続することが重要です。このため、東京都豪雨対策基本方針では、改正以降の各施策について、従来から計画・実施している整備水準を下回らないようにすることを掲げています。

新たに設定する目標降雨と将来の気候変動の不確実性を踏まえて、今後の豪雨対策の方向性は次の 2 つの視点から取組むことが示されました。

①浸水被害を防止する取組み：目標降雨までは浸水被害を防止する

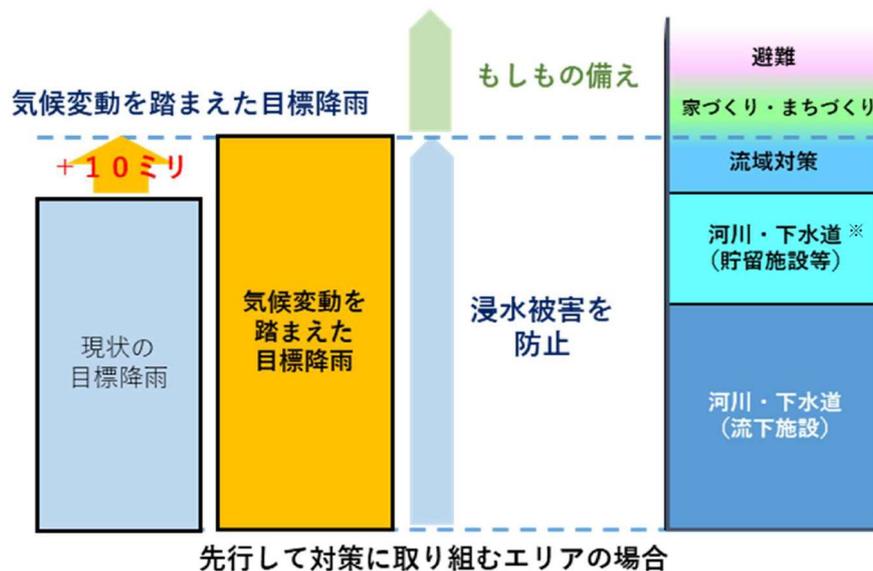
②想定しうる全ての豪雨から都民を守る取組み：

目標を超える降雨に対しても生命の安全、減災および早期復旧・復興に重要な機能を確保する

多摩市の今後の治水対策は東京都豪雨対策基本方針と整合を図り、気候変動を踏まえた目標降雨（時間 75 ミリ）に対して、河川整備、下水道整備、流域対策で浸水被害を防止することを目標とします。さらに、目標を超える降雨に対しても、家づくり・まちづくり対策、避難方策に取組み、もしもの備えを進めます。

家づくり・まちづくり対策、避難方策は、目標降雨を超える大雨に対してのみではなく、目標降雨に対する浸水被害防止の取組過程においても効果を発揮します。このため、各施策を組み合わせ、並行的に推進することが有効となります。

5つの施策（河川整備、下水道整備、流域対策、家づくり・まちづくり対策、避難方策）の組み合わせによる対策強化と段階的な対策実施により、浸水対策効果の早期発現に努めていきます。



※各種排水施設（道路排水管、在来水路、貯留池など）を含む

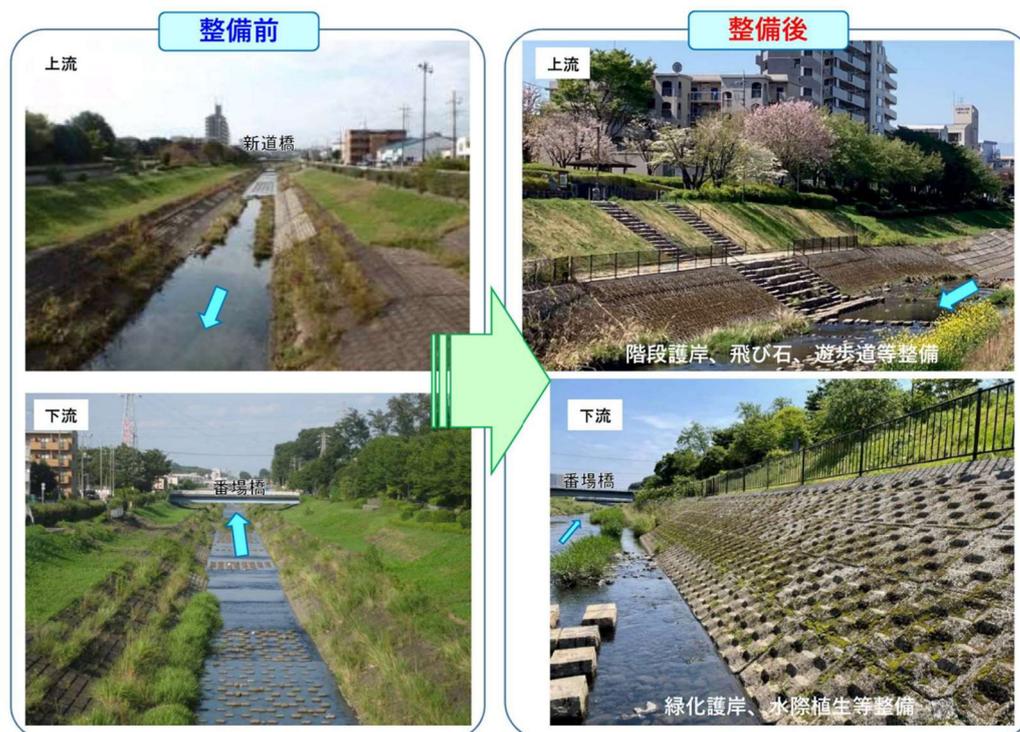
出典：東京都豪雨対策基本方針（改定）（令和 5 年 東京都）

図 24 対策目標と各施策における基本的な役割分担

2 河川整備の方針

多摩市を流れる河川は主に東京都によって整備・管理されています。市内を流れる大栗川、乞田川は整備目標である時間 50 ミリの降雨に対する整備が完了している状況です。近年では、グリーンインフラを取入れた護岸施設の整備などに取り組んでいます。

今後も東京都と連携・協力して、河川の環境整備や維持管理を継続していくとともに、時間 65 ミリ（流域対策と合わせて 75 ミリ）の降雨への対策について協働していきます。



出典：東京都建設局ホームページ 大栗川河川環境整備事業説明会資料

図 25 大栗川における環境整備の事例（番場橋～新道橋（八王子市区間））

3 下水道整備・排水施設整備の方針

これまでの下水道における浸水対策は、計画区域全域において一律の整備目標で整備を進めることが基本でした。整備の優先順位としては、過去の浸水被害の大きい地区を優先的に整備する「再度災害防止」の考え方が主流でした。

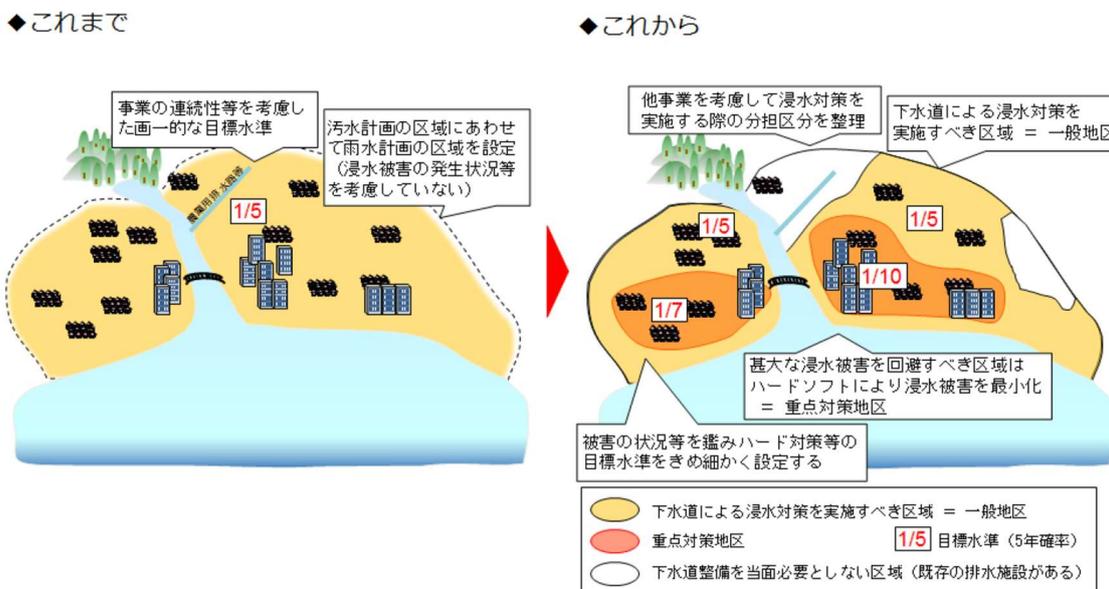
近年、これまでに経験したことのないような大雨やそれに伴う豪雨災害が発生しています。このような中で「再度災害防止」に加え、災害を事前に防ぐ「事前防災・減災」、守るべき対象を抽出したうえで、より重点的に対策する「選択と集中」などの観点から、過去に発生していない浸水リスクを評価し、また人口や資産、都市機能の集積状況を雨水整備の優先度に考慮する考え方への転換が必要となっています。

気候変動により将来の降雨量が増加することを考慮すると、既に下水道整備が完了した区域も含め、降雨量の増大に対応できるように改築や増築が必要となることが考えられます。

限られた財源の中で、浸水被害の早期の解消・軽減のためには、浸水被害を想定し、整備済みの施設（ストック）を最大限活用しつつ、浸水対策を実施することが求められます。

さらに、想定しうる最大規模の降雨のように、あらゆる地域で想定される被害に対応するためには、ハードのみの対策では限界があります。浸水リスクに応じたきめ細やかな対策目標を設定し、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策計画の策定が必要です。

これらの考え方に従った下水道計画として、雨水管理総合計画があります。雨水管理総合計画では、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準（整備目標やハード対策の整備率など）、当面・中期・長期の施設整備の方針などの基本的な事項を定めます。想定される被害の大きい地域から計画的に下水道整備を推進できるよう、地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況などに応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定を行います。



出典：雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年 国土交通省）

図 26 これまでの浸水対策と雨水管理総合計画（これから）の考え方のイメージ

(1) 下水道の整備水準

東京都豪雨対策基本方針で示された目標降雨との整合を図り、多摩市内の全域を対象に下水道施設、その他排水施設の整備により時間 65 ミリの降雨に対して、住宅の浸水被害の発生を防除することを目標とします。また、これに流域対策を加えることで時間 75 ミリの降雨に対する浸水防除を図ります。

今後の下水道整備にあたって下水道施設の整備を優先的に行う地区を「重点地区」として設定します。重点地区では新しく整備または改修する下水道施設について、早期に整備水準を時間 65 ミリ相当とすることで、治水安全度の早期向上と将来の気候変動の不確実性への対応を図ります。

重点地区以外の地区は「一般地区」とします。一般地区では当面、時間 50 ミリの降雨を対象として整備された下水道施設を最大限活用する方針とします。一方で、道路側溝や在来水路の改築などの際に担当課と協力することで、下水道施設とその他排水施設を合わせて時間 65 ミリの降雨に対する住宅などの浸水被害発生を防除することを目標とします。

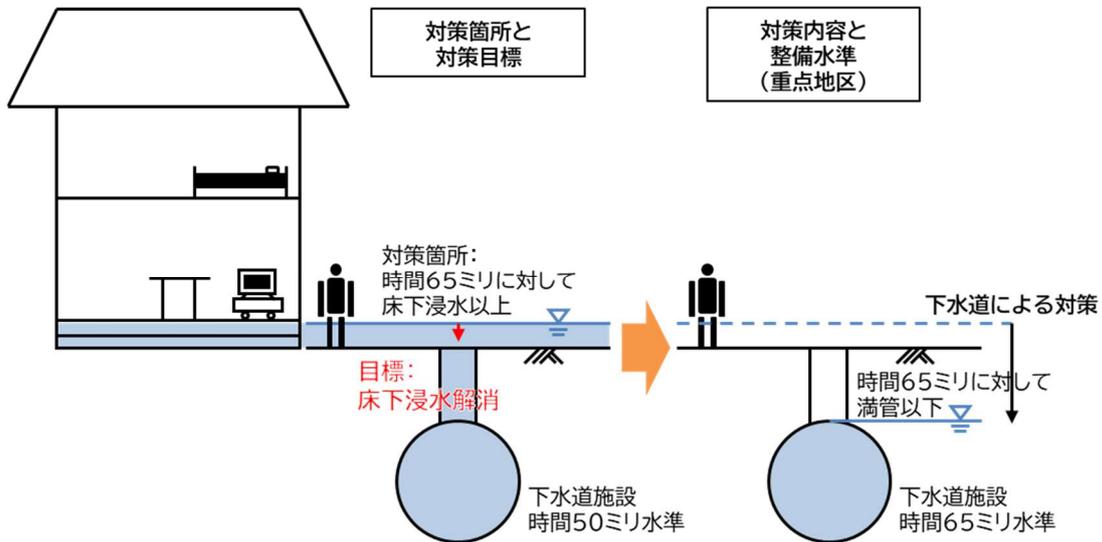


図 27 重点地区における対策箇所・対策目標と対策内容、整備水準のイメージ

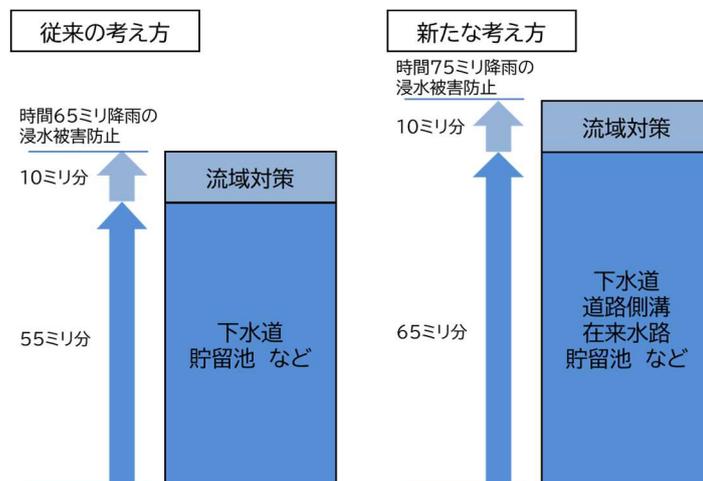


図 28 目標降雨と対策のイメージ

(2) 下水道による浸水対策の優先度（重点地区の設定）

多摩市の下水道による浸水対策の優先度および重点地区を設定するため、下水道の計画排水区を基本として、排水の流れや今後の施設整備を想定して市内を 51 地区に分割して評価しました。

従来の「再度災害防止」に加え「事前防災・減災」、「選択と集中」の観点から、浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進する考え方としました。優先度の設定にあたっては、過去の浸水被害の発生状況や将来の浸水リスク、資産・人口の集積状況などを総合的に評価する方針としました。これにあたって、多摩市の状況を考慮して 10 の評価指標を設定しました。

評価は、浸水しやすさ（浸水頻度、浸水危険度など）と脆弱性（都市機能の集積状況など）を組み合わせた、リスクマトリクスの考え方を採用しました。浸水対策を考える際に重要となる浸水リスクと都市機能集積度の 2 つを軸として総合的な優先度・重要度を設定しました。

評価の結果、シミュレーションなどによる浸水リスクが高く、聖蹟桜ヶ丘駅に代表される都市機能が集積している大栗川の下流・左岸の地区の優先度が高くなりました。この結果から、大栗川下流左岸の地区を、優先的に整備を行う重点地区として位置付けます。重点地区は時間 65 ミリに対応した下水道施設の整備を進めることで、早期に治水安全度の向上を図ります。

また、一般地区において地区としての優先度が低い場合でも、浸水シミュレーションなどにより局所的に浸水が想定される箇所については、局所的対策を優先して実施することで、浸水被害を低減させます。

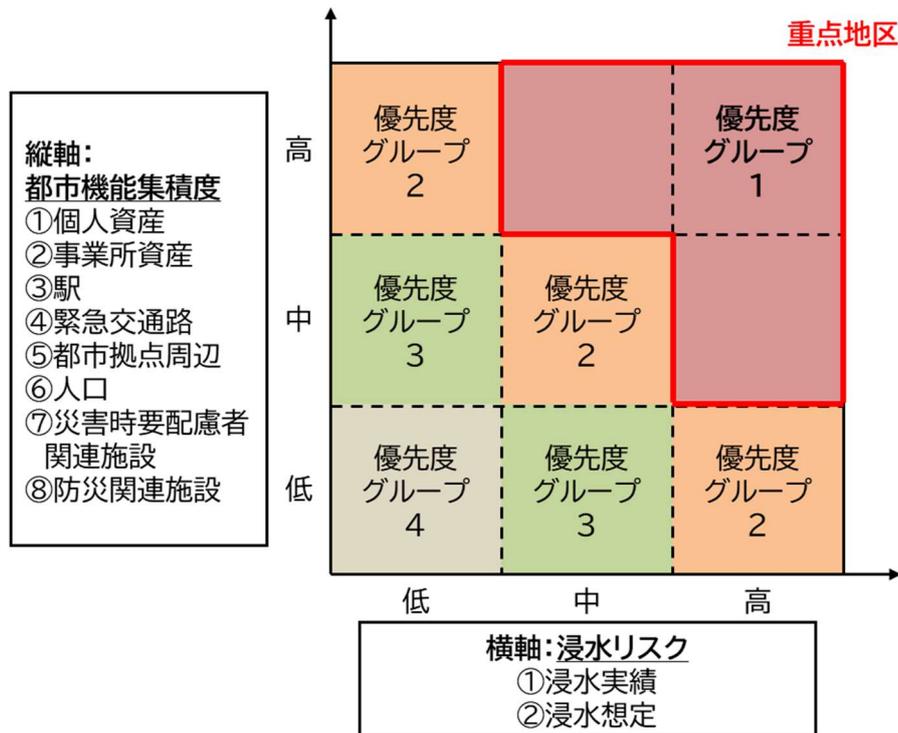


図 29 マトリクス評価の考え方

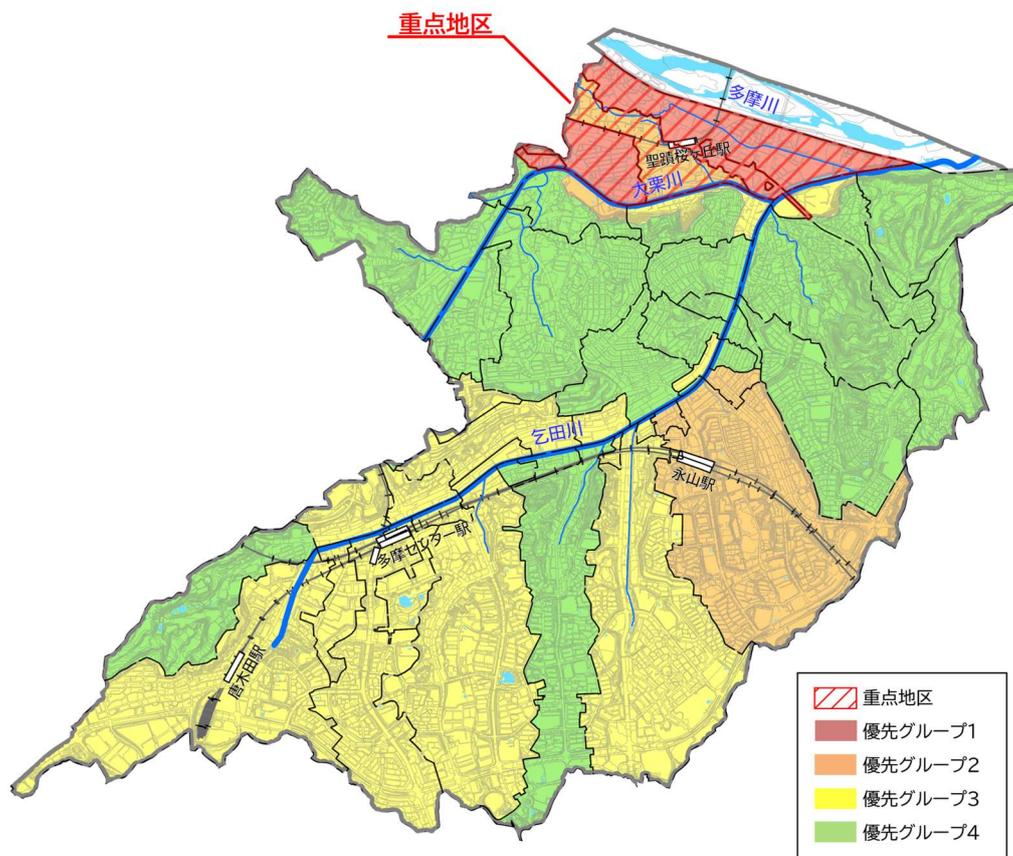


図 30 下水道整備の重点地区

(3) 雨水管理方針

雨水管理総合計画は、下水道を主とした浸水対策にあたって、浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針などの基本的な事項を定めるものです。この中で、計画期間、策定主体、下水道計画区域、計画降雨、段階的対策方針などを取りまとめたものが雨水管理方針であり、その内容を図に示したものを雨水管理方針マップと呼びます。

多摩市では令和 6 (2024) 年度に雨水管理方針および雨水管理方針マップを策定しました。先述の(1) 下水道の整備水準、(2) 下水道による浸水対策の優先度 (重点地区の設定) は、雨水管理方針の中で定めたものです。多摩市雨水管理方針説明書と雨水管理方針マップを参考資料として別添します。

4 流域対策の方針

河川、下水道、その他排水施設の整備による対策目標である時間 65 ミリに加えて、流域対策として時間 10 ミリ相当の流出抑制を行うことで、時間 75 ミリ相当の降雨に対して浸水被害の発生を防止することを目標とします。流域対策としては、これまでに引き続き、公共施設での貯留・浸透施設の整備や、各戸（住宅や民間施設）への貯留槽の設置を推進していきます。

河川、下水道、その他排水施設の整備により時間 65 ミリ相当の降雨を安全に流下させることを目指しており、流域対策としては、時間 65 ミリ相当を超えた流出量が対策目標となります。

東京都では、都の管理する河川流域別に流域対策量の目標値を設定しています。流域に属する各自治体は、面積などを基準に対策量を分担することで目標の達成を目指しています。なお、大栗川、乞田川については令和 7（2025）年度現在、河川流域としての流域対策量が定まっていません。多摩市では、東京都の流域対策目標の設定に先んじて独自に流域対策量を算定し、取組みを進めていく方針です。その上で今後、東京都や大栗川流域（支川である乞田川を含む）の関連自治体との間で、流域対策の分担量を協議し、協力して流域対策を推進します。

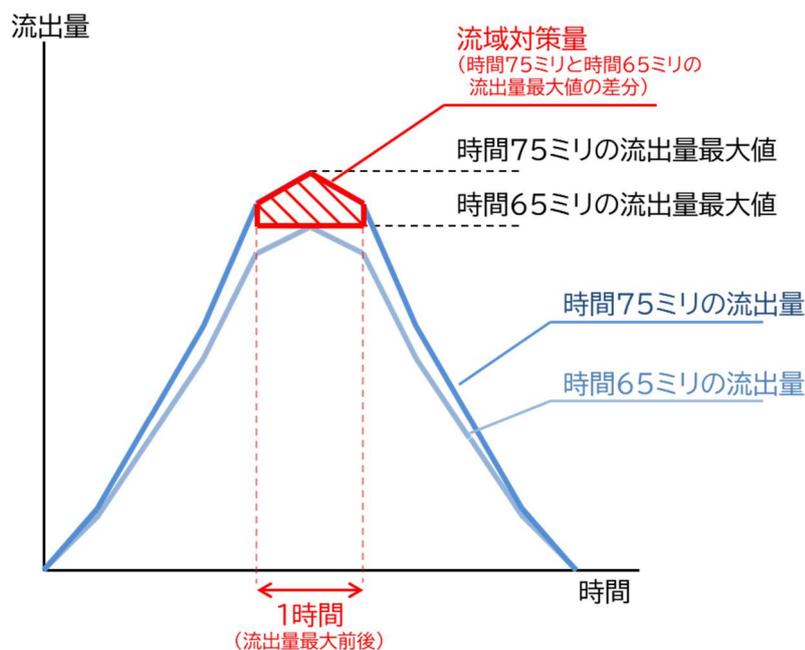


図 31 流域対策の対象とする雨量・流出量のイメージ

5 ソフト対策（家づくり・まちづくり対策、避難方策）の方針

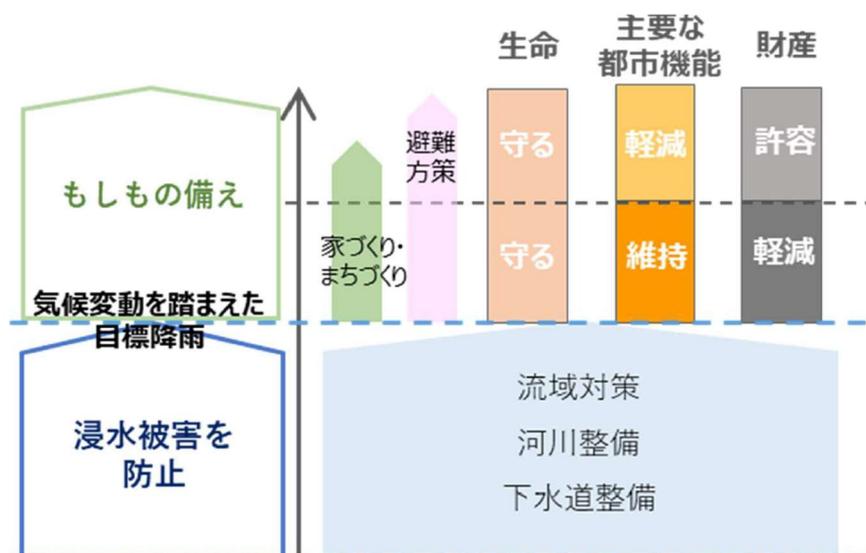
河川、下水道、その他排水施設の整備に、流域対策を加えることで、時間 75 ミリの降雨に対して浸水被害の防除を目指していきますが、時間 75 ミリを超えるような大雨が発生する可能性もあり、気候変動の影響によりそのような大雨の発生確率は高まっていると言えます。一方で、いかなる豪雨にも対応できるような防災施設を整備しようとするれば、多くの財源と長い年月を要することになります。

このような中で、目標を超える降雨により想定される水害リスクに備え、少しでも浸水被害を軽減するために、「家づくり・まちづくり対策」、「避難方策」を中心とした「もしもの備え」が重要です。これにより、生命の安全、財産への被害軽減、社会経済活動の早期復旧・復興を目標に、「想定しうる全ての豪雨から都民を守る取組み」を推進する必要があります。

「家づくり・まちづくり対策」は、家やまちを水害に強くするためのもので、家づくり・まちづくりに関する要綱や条例の整備、浸水対策計画の充実、グリーンインフラに関する制度や働きかけなどが該当します。

「避難方策」は、災害が迫っている状況における避難に関する対策であり、降雨量や河川・下水道の水位に関する情報提供の充実、消防団や自治会による防災活動など、全ての方の避難行動に関する内容が該当します。

今後は、家づくり・まちづくり対策、避難方策の施策により、リスクの軽減や許容も含めて、目標を超える降雨に対する備えを充実させていきます。また、複合的・連続的に発生する災害（首都直下型地震の復興過程に大型台風が襲来するなど）に備える視点も検討していきます。



出典：東京都豪雨対策基本方針（改定）（令和 5 年 東京都）

図 32 ソフト対策（家づくり・まちづくり対策、避難方策）のイメージ

6 方針の見直し

多摩市雨水対策方針は、概ね 20 年後を見据えた対策方針としています。一方で、将来の気候変動の影響には不確実性があることを示しましたが、その他にも、人口動態、生活様式の変化、防災技術の進歩などの様々な社会環境要因の変化により、将来は本方針策定時の予測とは異なる状況になることが考えられます。このため、本方針は概ね 5 年ごとに取組みの状況を評価するとともに、その時点の社会環境の変化などを勘案し、必要に応じて見直しを検討することとします。

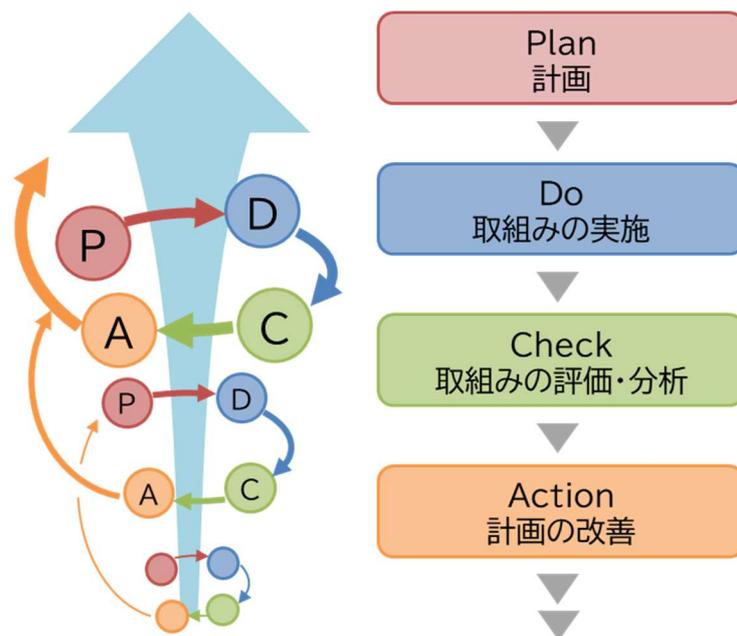


図 33 見直しのイメージ (PDCA サイクル)

第 4 章 総合治水対策の実現に向けて

1 下水道整備・排水施設整備の実施内容

下水道施設や道路排水施設などの整備により、時間 65 ミリの降雨に対する浸水防除を目標とします。浸水防除にあたっては、これまで整備されてきた施設を最大限活用する方針とします。浸水シミュレーションを活用することで、浸水被害の発生が想定される地域を特定し、新たな下水道施設の整備や整備済みの施設の改修などの対策を検討していきます。また、必要に応じて雨水貯留施設（貯留管、調整池）、ポンプ場の整備などの対策を検討します。

今後はまず「重点地区」を対象に、浸水被害が想定される地域の対策を検討します。新たに整備または改修する下水道施設は、整備水準をこれまでの時間 50 ミリから時間 65 ミリ相当へ引き上げることで、気候変動の影響への対応を図ります。

対策としては、想定される浸水被害の要因や現在の施設状況などにより、複数の方法があります。下水道の放流先となる河川の水位が高いことが要因で浸水が想定される場合には、排水ポンプ施設の整備が選択肢となります。一方で、時間 65 ミリの降雨に対して、整備済みの施設の排水能力が不足することで内水浸水が想定される場合は、管きょ施設の新設や改修により排水能力の不足を解消することや流量を軽減する対策が挙げられます。

「一般地区」では当面、下水道施設は時間 50 ミリの降雨を対象として整備された施設を最大限活用する方針ですが、道路側溝や在来水路の改築などが行われる場合には、排水能力の強化を検討することで、下水道施設とその他排水施設を合わせて時間 65 ミリの降雨に対する住宅などの浸水を防除することを目標とします。道路排水施設の整備水準を変更して排水能力の強化を図ることや、在来水路の嵩上げ（パラペット設置）により、水路からの溢水を防ぐことが対策として挙げられます。

下水道による対策	下水道以外による対策(多様な対策)
<ul style="list-style-type: none"> ● 排水ポンプ場の新規整備 ● 排水ポンプ場の増強 ● 既設管きょ・水路の改修・増補 ● 既設管きょ・水路のバイパス路線の整備 ● 既設管きょ・水路のネットワーク化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路排水施設(側溝、排水管)の能力増強 ● 在来水路の嵩上げ(パラペット設置)

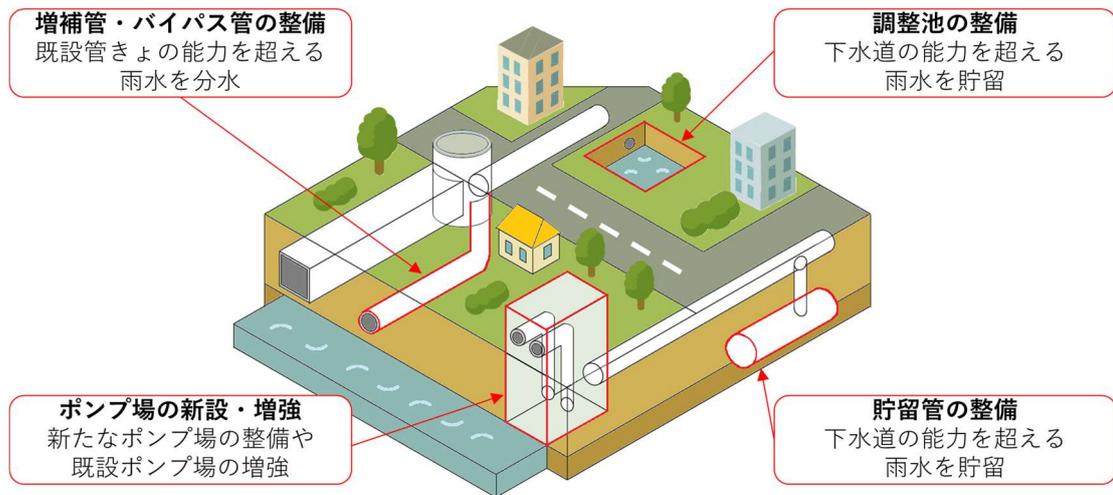
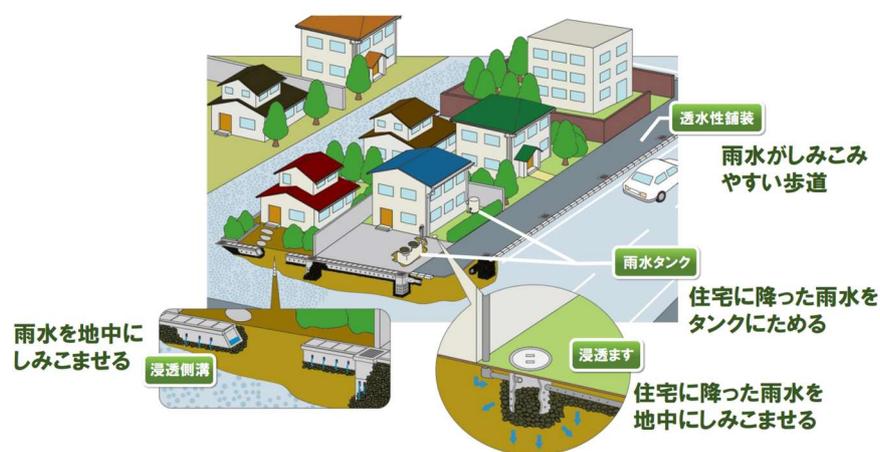


図 34 各対策施策のイメージ

2 流域対策の実施内容

多摩市では、これまでも公共施設、民間施設への貯留・浸透施設の設置、各戸への雨水貯留槽の設置助成などに取り組んできました。これらの取組みを今後も継続するとともに、グリーンインフラの推進など新たな取組みを行うことで流域対策を推進していきます。

流域対策	
●	貯留浸透施設の導入・推進
➤	公共用地における貯留・浸透施設導入
➤	透水性舗装の導入
➤	民間施設等建築時の貯留・浸透施設導入
➤	各戸貯留の推進
➤	グリーンインフラ施設の推進 など



出典：国土交通省ホームページ 流域治水カワナビ

図 35 流域対策のイメージ

(1) 公共施設における流域対策

公共施設における流域対策として、学校、公園、道路などの施設への貯留・浸透施設の設置を進めていきます。

今後、本方針のアクションプランを策定する予定であり、その中で流域対策の目標値を設定します。市内の公園や自転車・歩行者専用道路などの植栽や緑地などの浸透能力を評価し、多摩市で目標とする流域対策量に対して不足している貯留・浸透量を各施設の目標として割振り、多摩市としての流域対策の目標値の実現を図ります。

設定した目標に対して、各施設の改築や更新などの際に合わせて、流域対策を目的として貯留・浸透施設の設置を検討します。

(2) 民間施設における流域対策

大雨などの際、一旦は敷地内で雨水の処理をできる浸透施設を設けることで、河川や下水道への流出量を抑制し、氾濫を防ぐことに繋がります。

雨水浸透施設の設置指導により民間施設や戸建住宅においても、流域対策を推進します。また、公共施設における流域対策と同様に民間施設などにおいても流域対策の対策目標を設定し、設置された施設は多摩市としての流域対策効果として積み上げます。

大規模民間施設においては、「多摩市街づくり指導基準」に基づき、開発行為における雨水流出量を抑制するよう指導します。

また、開発行為などに該当しない小規模民間施設や個人住宅などにおいては、市内全域で雨水浸透施設による敷地内浸透を基本とし、オーバーフロー管を公共雨水管などに接続するよう指導します（ただし、地形、土質状況、地下水位などによって浸透の適性があるため、敷地が浸透適地である場合とします）。

(3) 各戸貯留（雨水貯留槽）

多摩市では平成 7（1995）年度より要綱に基づき、各戸（個人住宅または民間事業所）における雨水貯留槽の設置について、補助金を交付しています。

雨水貯留槽を設置し、各戸で降雨を貯留することで、雨水管きょや道路側溝、それらの排水先である河川に流れ込む流量を抑制することができます。各施設の排水能力を超えるような大雨が降った際にも、浸水被害の発生を抑制することに繋がります。

雨水貯留槽に貯めた雨水は、後日、家庭菜園やガーデニングの花木への水やり、夏季の打ち水などに使用いただけます。

今後も引き続き補助金制度により、雨水貯留槽の設置を推進していきます。河川や下水道を流れる流量に比べると、一軒で貯留できる量はわずかですが、多くの住宅に設置いただくことで、市として見れば大きな池に匹敵する貯留効果を発揮することが期待できます。気候変動により、大雨の発生が増えている中で、少しでも浸水被害を減らすために、市民の皆様にもご協力をお願いします。



貯水量100リットル



貯水量250リットル

図 36 雨水貯水槽のイメージ

(4) グリーンインフラ施設の推進

多摩市が豊富に有しているみどりと、雨水貯留・浸透施設などを組み合わせていくことで、自然環境が有する機能を最大限に発揮できるようグリーンインフラ施設を推進します。

多摩市のみどりを生かした、学校教育と社会教育でのグリーンインフラを活用した学習の様子
(多摩市と国土交通省の共同で実施。写真は多摩市内)



3 ソフト対策（家づくり・まちづくり対策、避難方策）の実施内容

(1) 家づくり・まちづくり対策

想定しうる全ての降雨に対して生命の安全を確保するためのソフト対策として、これまでの取組みを元に以下の対策を進めていきます。

① 内水ハザードマップの作成・公表【追加】

多摩市では、洪水ハザードマップを公表しています。多摩市の洪水ハザードマップでは、内水氾濫の浸水想定も表示されていますが、一部で表示されていない地域があります。今後、それらの地域の情報を補い、想定しうる最大規模の降雨を対象としたハザードマップを公表予定です。

② 電柱などに土地のリスク情報の表示【継続】

浸水が想定される区域について、電柱への情報表示などにより、市民に加えて通勤・通学者や買い物などの一時的な滞在者に対してもリスク情報の周知と普及を図ります。

③ 流域対策の促進【追加】

民間施設における流域対策や各戸貯留など、既に指導基準や要綱を定めている流域対策施策について施策を継続することで、引き続き流域対策を促進していきます。また、これまでの取組みに加えて、グリーンインフラ施設を一層推進するための仕組みづくりなども検討していきます。

④ 避難者受け入れに関するビルの所有者・管理者との協定締結【継続】

短時間の局所的な集中豪雨などによる急激な増水時には、命の安全を確保するため短時間で避難可能な距離にある高層の建物に避難することが重要です。多摩市では、民間事業者の所有するビルなどを対象に、緊急時の一時避難の受け入れに関する協定を締結しています。

⑤ マイタイムライン作成支援【継続】

台風など災害が迫る状況で慌てずに適切な避難行動を取るためには、あらかじめ避難行動を整理しておくことが重要です。マイタイムラインは市民の皆様一人ひとりが、それぞれの生活にあった避難行動を整理して作成するものです。多摩市では、マイタイムライン作成に役立つ「東京マイ・タイムライン」の配布、水害時のマイタイムライン作成に関する動画の制作・公表を行っています。



⑥ 避難情報の多様化【継続】

多言語版の防災ブックの配布や、防災アプリのダウンロード促進など、外国人への防災情報の提供・普及を図っていきます。

(2) 避難方策

想定しうる全ての降雨に対して生命の安全を確保するため、災害が迫っている状況における避難に関する対策として以下の取組みを継続していきます。

① 災害時の情報伝達のためマスメディアとの連携強化【継続】

災害が迫る状況においては、避難行動や災害対策のため、正確な情報の収集と伝達が重要です。市民の皆様へのより効果的な情報伝達のため、テレビ、ラジオなどのマスメディアと連携を強化し、迅速な情報提供を図っていきます。

② インターネットを利用した避難情報の発信【継続】

大きな災害時には、避難所の混雑が予想されます。多摩市では、IoT 機器などの活用により市内の避難所の混雑状況を可視化する「多摩市避難所混雑状況確認システム」を導入しています。このシステムにより避難所が開設された際には、スマートフォンなどで混雑状況を確認することができます。

(多摩市公式ホームページ : <https://www.city.tama.lg.jp/kurashi/bousai/map/1001528.html>)



図 37 多摩市避難所混雑状況確認システム

4 気候変動に対する取組み

近年の大雨は気候変動の影響によるものと言われており、気候変動と豪雨対策は切っても切れない関係にあります。

世界では気候変動を「気候危機」と表現されるようになり、人類と全ての生物にとって生存に関わる危機と捉えられています。多摩市では令和 2（2020）年に気候非常事態宣言を表明しました。私たち一人ひとりがこの気候の危機を「自分のこと」として考え、全員で共有して、二酸化炭素の削減に取り組むことを推進しています。

多摩市気候非常事態宣言

1. 「気候危機」が迫っている事実を市民全員と共有し、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。
2. 資源の有効活用を図り、使い捨てプラスチックの削減を推進します。
3. 生物多様性の大切さを共有し、その基盤となる水とみどりの保全を積極的に推進します。

多摩市雨水対策方針は、気候変動の影響などによる水害の激甚化への対策方針です。将来の豪雨対策の取組みを進めるにあたっては、同時に気候変動への対応策にも取り組む必要があります。

対策を進めるにあたっては浸水被害の軽減だけでなく、上記の気候非常事態宣言で示された二酸化炭素や使い捨てプラスチックの削減、生物多様性の保全などを念頭に取組んでいきます。引き続き、行政の取組みだけでなく、民間事業者や市民の皆様一人ひとりの協力をお願いします。

5 一人ひとりができること

豪雨対策は市民の皆様一人ひとりの安全のための取り組みです。これには、行政だけでなく、民間事業者や市民の皆様が豪雨対策を「知り」、それを周りの人に「伝える」ことで多くの人と意識を共有し、変えていくことにより「行動する」ことに繋げていくことが重要であり、皆様一人ひとりの意識と行動が大切です。

気候変動の影響は確実なものとなっています。それぞれが「知ること」「伝えること」「行動すること」で、豪雨対策を「自分ごと化」し、各戸や民間施設、各コミュニティの敷地内における雨水貯留・浸透施設の設置、家屋などの耐水化・防水化、電気設備の上階移動、地域コミュニティへの参加など、一人ひとりができる取り組みに協力をお願いします。

多摩市に関わる皆様と共に協力することで、水害に強いまちづくりを目指しましょう。

「知る」「伝える」「行動する」

- 気候変動について知る
- 気候変動による災害を自分事化する
- 一人ひとりができることを知る
- 知ったことを伝えていく
- 個人宅や企業の敷地内における雨水貯留・浸透施設の設置
- 家屋等の耐水化・防水化
- 地域コミュニティへの参加 など

水害に強い東京の実現に向けて、
みんなで取り組んでいく

【事例：おうちでできる豪雨への備え】

あなたに取り組んでほしいこと

<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">大雨時 お風呂の水を 流さない</div> <p style="font-size: small;">家の外に流れ出る 水を減らす</p> 	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">雨水タンク の設置</div> <p style="font-size: small;">屋根に降った 雨を貯める (庭の水まぎに利用)</p> 	<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; font-weight: bold;">雨水浸透ま すの設置</div> <p style="font-size: small;">雨水を地中 にしみこませる</p> 
--	---	--

出典：東京都豪雨対策基本方針（改定）（令和 5 年 東京都）

図 38 一人ひとりができること

用語集**外水氾濫・内水氾濫****がいすいはんらん・ないすいはんらん**

「外水氾濫」は、大雨によって河川の水位が上昇し、堤防を越えて水が溢れたり堤防が決壊することで発生する浸水被害です。大雨が長い時間続くことで発生するリスクが高くなり、発生すると被害が大きくなる特徴があります。「洪水氾濫」や「洪水」とも呼ばれます。

「内水氾濫」は、大雨によって下水道管きょや水路の水位が上昇し、マンホールや水路から水が溢れることで発生する浸水被害です。短時間に集中して強い雨が降ると発生するリスクが高くなる特徴があります。

グリーンインフラ**ぐりーんいんふら**

自然環境が持つ様々な機能を、社会における課題解決に活用する考え方で、社会インフラに緑地、植樹帯や透水性施設などを取り入れるものです。

災害時要配慮者**さいがいじょうはいりょしゃ**

災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全に避難するなどの行動を取るために配慮を要する方のことです。具体的には、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児などが該当します。

自助・共助・公助**じじょ・きょうじょ・こうじょ**

「自助」は自らの手で自分や家族を災害から守ること、「共助」は地域で協力しあって災害から守ること、「公助」は公的機関による救助や援助です。

大規模な災害時には「公助」だけでは間に合わないため、「自助」や「共助」が重要になります。

シミュレーション**しみゅれーしょん**

コンピュータを使用して、大雨が降った時に発生する浸水の状況を予想することです。これにより、過去に発生したことの無い大雨に対して、大雨が発生した場合に浸水する地域を予想することができます。

線状降水帯**せんじょうこうすいたい**

雨雲が次々と発生することで線状の細長い範囲に積乱雲の列が形成されます。この積乱雲によって大雨が降る範囲を「線状降水帯」と呼びます。線状降水帯では積乱雲が次々と発生することで、ほぼ同じ場所で数時間にわたって大雨が継続し、災害の危険が高いことが特徴です。

都市型水害**としがたすいがい**

建物や舗装された道路の整備により都市化が進むことで、それ以前よりも雨水が地面に浸透しにくくなります。その結果、水路や河川に流れ込む雨水の量が増えることとなり、水路や河川の排水能力を超えることで浸水被害が発生するリスクが高まります。このような都市化の進展に伴う浸水被害のことを「都市型水害」と言います。

年超過確率**ねんちょうかかくりつ**

ある規模の現象（大雨など）が、1年間に発生する確率です。例えば、「年超過確率 1/20 の降雨」は、「1年間に1回以上発生する確率が 1/20（5%）の降雨」を意味しています。1年ごとの発生確率であり、この例で言えば20年に1回発生する雨ではありません。

ハード対策・ソフト対策**はーどたいさく・そふとたいさく**

「ハード対策」とは、河川の堤防、下水道の管きよ、道路側溝の整備などの構造物をつくることにより災害を防ぐ対策です。

「ソフト対策」とは、ハザードマップによる情報周知、避難計画の作成など、情報周知や制度による対策で構造物をつくらないものです。

ハザードマップ**はざーどまっぷ**

災害が発生した場合のリスクを示す地図と避難に関する情報をまとめたものです。地震、大雨（外水氾濫・内水氾濫）などの災害の種類によって作成されます。

避難行動要支援者**ひなんこうどうようしえんしゃ**

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害時、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要な方です。

マイタイムライン**まいたいむらいん**

住民一人ひとりが、台風など災害が迫る状況で取るべき行動をあらかじめ整理するものです。いざという時に慌てることがないように、自分自身にあった行動をあらかじめ決めておきましょう。

流域対策**りゅういきたいさく**

河川や下水道に一度に流れ込む雨水の量を減らすために、雨水を流域の各地で貯留、浸透させる対策です。住民や企業も含めた流域のあらゆる関係者の協力が重要です。

流域治水**りゅういきちすい**

気候変動の影響による大雨の増加に対して浸水被害を少しでも軽減するために、従来の河川や下水道の整備だけでなく、流域対策を加えることで、流域のあらゆる関係者で協力して治水対策にあたる考え方です。

印刷物番号

7-39

多摩市雨水対策方針

令和8年3月

多摩市下水道総合治水対策方針検討委員会
(事務局：多摩市下水道部下水道課)

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1
TEL 042-338-6842 (下水道課業務係)